

仕様書「植栽帯修繕（下津林公園）」

建設局西京土木みどり事務所
(担当 安達、吉村 TEL 075-392-9260)

1 業務名

植栽帯修繕（下津林公園）

2 業務の目的

下津林公園において、公園へ遊びに来た小学生が公園外周道路へ駐輪することにより、周辺住民の生活に支障をきたしているため、植栽帯の一部を駐輪スペースとして利用できるよう整地し、周辺住民の生活環境の保全及び公園利用者の利便性の確保を図るものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年12月25日まで

4 履行場所

下津林公園 京都市西京区下津林佃地内

5 業務範囲

別紙「箇所図」、「現況写真」参照

6 業務内容

- ・植栽帯縁石、低木及び根株を撤去し、仕上がりが周囲の現況地盤とすりつくように整地のうえ、山砂舗装（t=10cm）を行うこと。
- ・詳細は、「現況写真」、「図面」を確認のこと。
- ・担当者と作業工程、作業の周知等について協議した後に、作業着手すること。
- ・業務完了後、完了届及び写真帳を提出すること。
写真帳は、着手前・完成写真、作業工程ごとの作業状況写真、不可視部分の出来形が確認できる写真を撮影し、提出すること。

7 特記事項

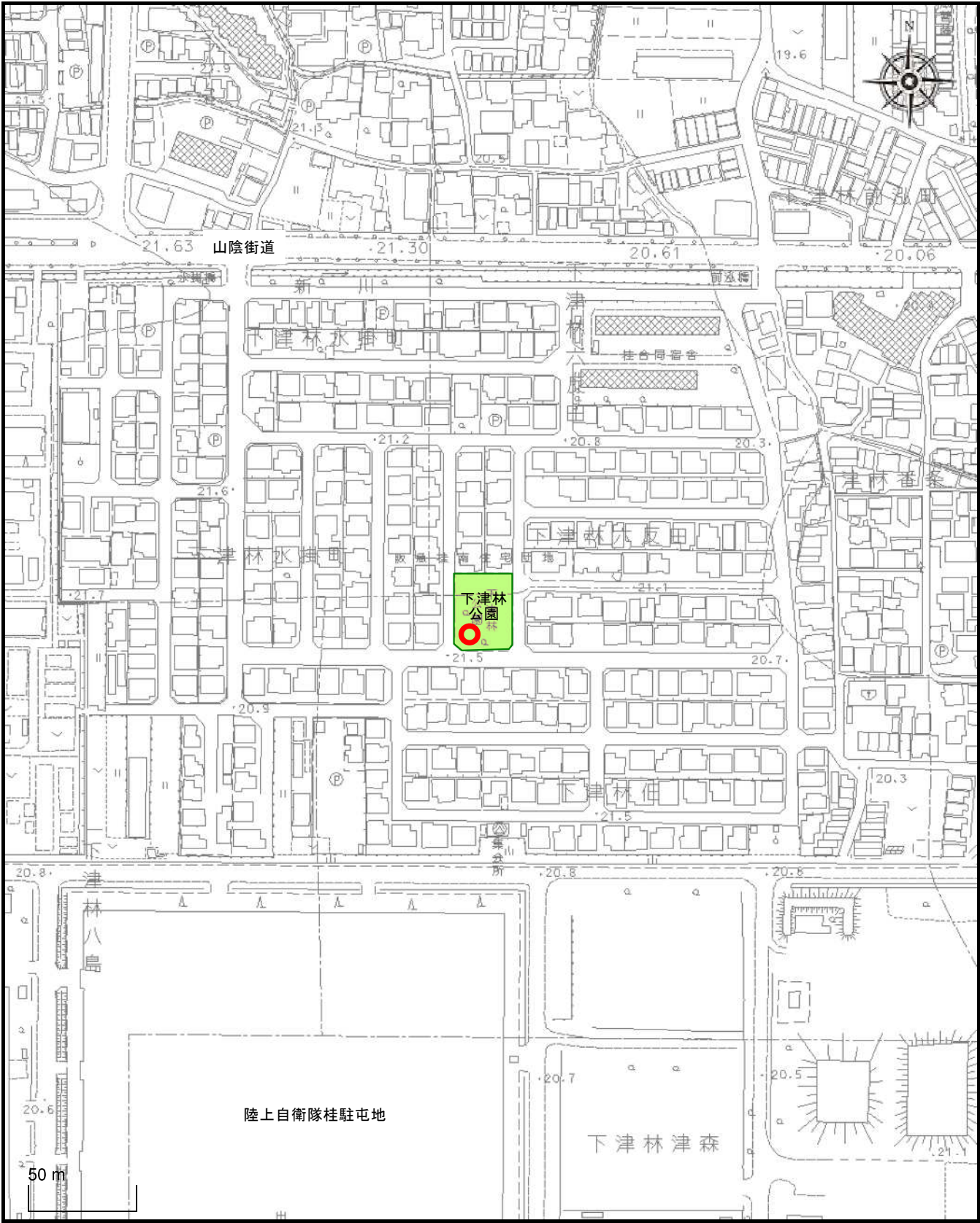
- ・業務に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- ・同公園において、同時期に樹木伐採等の作業が実施される予定のため、工程の調整を行うこと。
- ・作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・作業に際しては、公園利用者及び近隣住民等に十分配慮すること。

- ・作業中の安全管理は、受注者の責任において行うこと。
- ・作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。
また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・その他仕様については、京都市土木工事共通仕様書に準拠する。
- ・本仕様書に掲げる作業以外に作業が生じた場合は、別途協議する。

8 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

箇所図



現況写真

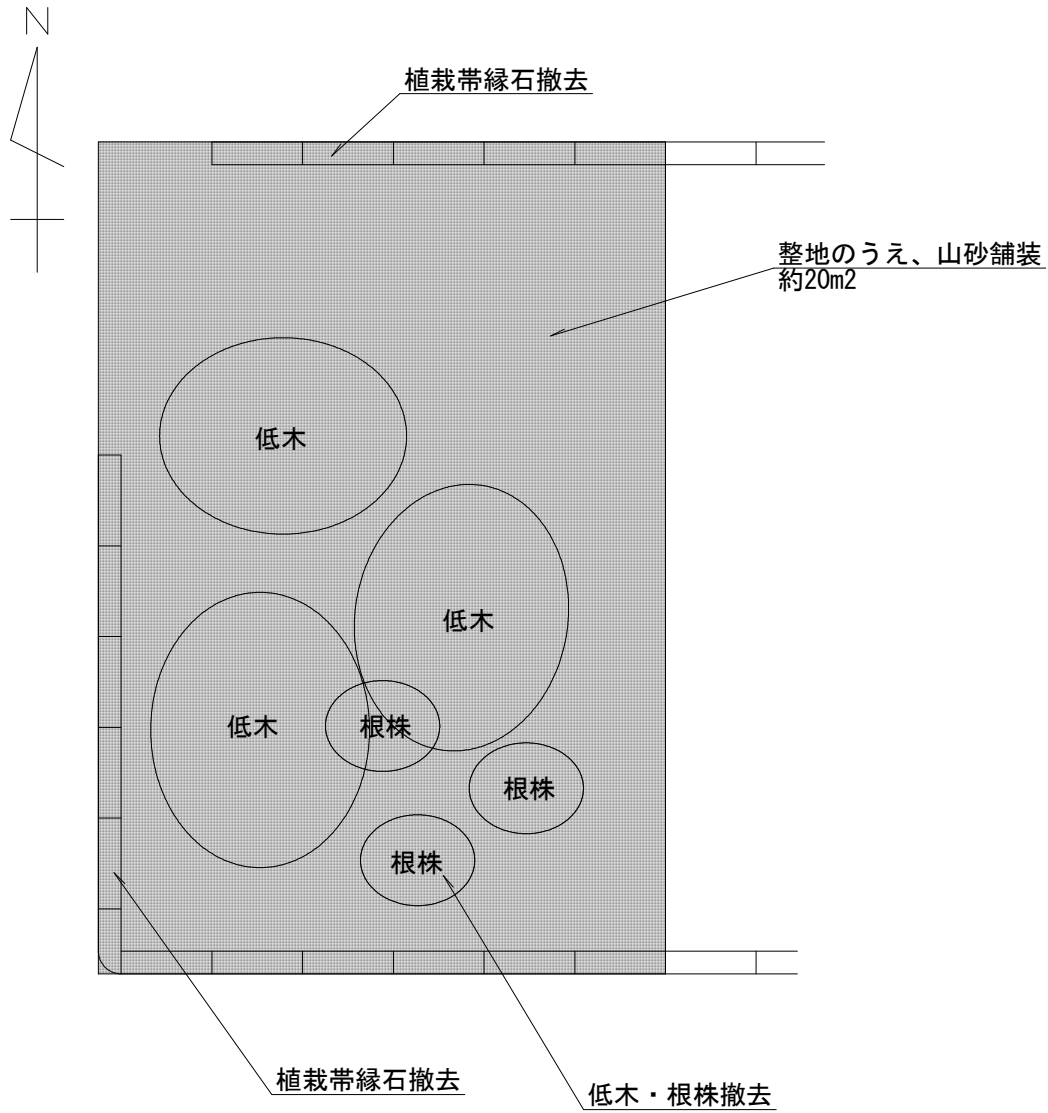


植栽帯縁石撤去
根株、低木撤去
整地の上、山砂舗装

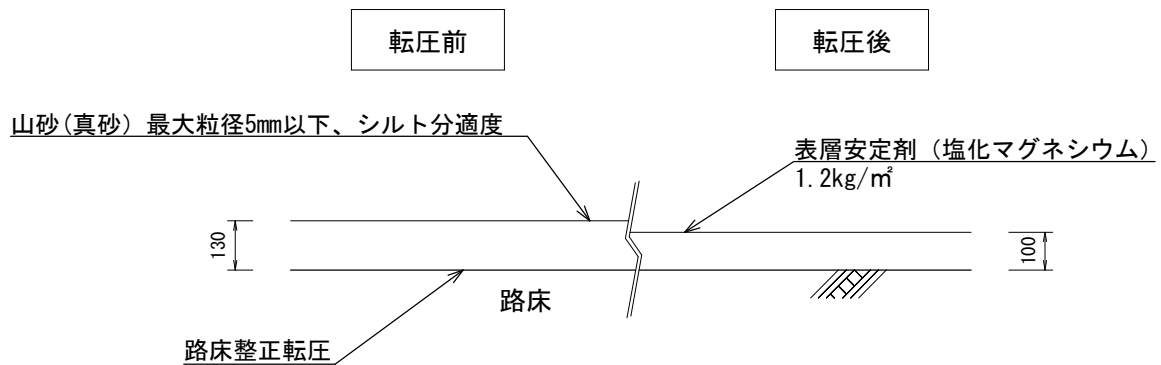
現況写真



図面



山砂舗装
S=1/20



仕様

- 山砂舗装は路床(基盤)整正転圧と山砂転圧とする。
- 表層安定剤は、山砂転圧後に均一に散布し仕上げる。